

港災防収第165号  
平成24年2月20日

港湾貨物運送事業労働災害防止協会  
各総支部長 殿

港湾貨物運送事業労働災害防止協会  
会長 藤木幸夫

### 石綿等の製造等の禁止に係る猶予措置の終了について

石綿を0.1%を超えて含有する物（石綿含有製品）の製造、使用等については、平成18年9月1日から禁止されましたが、特殊な用途のジョイントガスケット等については適用除外されていました。

今般、これらについて代替化が可能となったことから労働安全衛生法施行令の改正により本年3月1日から製造等の禁止が猶予される製品はなくなることとなりました。

ただし、経過措置として本年3月1日において現に使用されているものについては、引き続き使用されている間は、譲渡、提供又は使用の禁止の規定は適用されませんが、

保守点検等の機会を捉え、可能な限り速やかに石綿を含有しない代替物に交換すること、この代替物の交換に際しては、石綿等に係る適切なばく露防護措置を講ずるとともに石綿等に係る適切な廃棄を行うこととされていますので周知をお願いします。

☞なお、改正令の内容等につきましては、下記の厚生労働省HPに記載されます。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html>